

燕市宅地開発規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 3 日

燕市長 鈴木 力

燕市規則第 38 号

燕市宅地開発規則の一部を改正する規則

燕市宅地開発規則(平成18年燕市規則第144号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

開発事業計画事前(変更)協議書

年 月 日

蕨市長 様

申請人
住 所
氏 名
電 話()
代理人
住 所
氏 名
電 話()

蕨市宅地開発規則第3条の規定により次のとおり協議します。

開発事業の種類		☐ 第2条第1項第1号(開発行為)・ ☐ 第2条第1項第2号(優良宅地認定) ☐ その他()							
開発事業の名称									
土地の所在地		蕨市							
開発予定区域内 の土地の現況	地目別概要	地 目	宅 地	農 地	公共施設用地	そ の 他	合 計		
		面積(m ²)							
		比率(%)						100%	
開 発 事 業 計 画	開発事業の目的								
	土 地 利 用 計 画	区 分	建築物等の用地		公 共 施 設 の 用 地			その他	合 計
			住宅等	公益施設	道 路	公 園	水 路		
		面 積(m ²)							
	比 率(%)							100%	
	公共・公益施設の整備計画		別紙のとおり						
	消防水利施設			箇所	街路灯・防犯灯		灯		
ごみ集積施設			箇所	施設					
防災・公害対策 の 基 本 方 針									
工 事 施 工 予 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 工期 日間							
工事施工予定者		住 所 氏 名 電話()							

《添付書類》

- 1 開発予定区域位置図
- 2 土地利用計画図
- 3 新たに設置される公共・公益施設の平面図及び断面図
- 4 その他必要な図書
- 5 提出部数 3部(正本1・副本2)

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第22条関係)

様式第2号(第22条関係)

工 事 着 手 届

年 月 日

燕市長 様

申請人

住 所

氏 名

電 話()

代理人

住 所

氏 名

電 話()

次のとおり工事に着手したので、燕市宅地開発規則第22条の規定により届け出ます。

許可年月日 番 号	年 月 日 第 号	
施 行 場 所	燕市	
着 手 日	年 月 日	
完了予定日	年 月 日	
施 工 者	住 所	
	氏 名	
	現 場 代理人	電話()
備 考		

《添付書類》

工事工程表

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第23条関係)

様式第3号(第23条関係)

工 事 完 了 届

年 月 日

燕市長 様

申請人
住 所
氏 名
電 話()
代理人
住 所
氏 名
電 話()

次のとおり工事が完了したので、燕市宅地開発規則第23条の規定により届け出ます。

・許 可 年 月 日 号 ・番	年 月 日 第 号
・施 行 場 所	燕市
・工 事 完 了 年 月 日	年 月 日

※検 査 年 月 日	年 月 日
※検 査 者 職 氏 名	
※立 会 者	
※検 査 結 果	合 否 ()

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第25条関係)

様式第4号(第25条関係)

公共・公益施設管理引継書

年 月 日

燕市長 様

申請人

住 所

氏 名

電 話()

代理人

住 所

氏 名

電 話()

開発工事が完了したので、燕市宅地開発規則第25条の規定により、次の公共・公益施設の
の帰属及び管理の引継ぎを申請します。

1 移管する公共・公益施設名

番 号	公共・公益施設名	番 号	公共・公益施設名
①		②	
③		④	
⑤		⑥	
⑦		⑧	
⑨		⑩	

明細は「添付図書」のとおり。

2 移管に伴う必要事項

開発区域の名称	燕市		
開 発	面 積	平方メートル	
	区 画	区 画	
許 可 又 は 認 可	年月日	年	月 日
	番 号	第	号
工 事 請 負 者	住 所		
	氏 名		
工 期	着 手	年	月 日
	完 了	年	月 日
検 査 済 証	年月日	年	月 日
	番 号	第	号
公 告 (法第36条第3項)	年月日	年	月 日
	番 号	第	号
市の同意又は回答	年月日	年	月 日
	番 号	第	号
摘 要	条 件		

3 添付図書

- ① 新たに設置された公共・公益施設調書(第4—1号様式)
- ② 新たに設置された公共・公益施設の土地の登記事項証明書
- ③ 所有権移転登記承諾書
- ④ 印鑑登録証明書
- ⑤ 資格証明書(法人の登記事項証明書)
- ⑥ 開発後の公図の写し
- ⑦ 新たに設置された公共・公益施設の確定図及び求積図
- ⑧ 開発後の土地利用平面図
- ⑨ 新たに設置された公共・公益施設の竣工図面一式

(1)	(2)
(3)	(4)
(5)	(6)
(7)	(8)
(9)	(10)

- ⑩ その他市長が必要と認めた書類

(1)	(2)
-----	-----

(注) 公共・公益施設管理引継書に添付する図面は、次のとおりとする。

- 1 開発後の公図の写しは、開発区域を赤線で縁取りすること。
- 2 開発後の土地利用平面図は、縮尺1000分の1以上とし、熱市が管理することとなる新たに設置された公共・公益施設ごとに色別し、凡例を付すこと。
また、第4—1号様式の「新たに設置された公共・公益施設調書」の図面対象番号欄の番号を付し、開発区域を赤線で縁取りすること。
- 3 新たに設置された公共・公益施設の竣工図面一式とは、今後、熱市が管理するために必要な各施設ごとの平面図、横断面図、縦断面図、構造図等(併用できる場合は、まとめて図示してもよい。)で縮尺はそれぞれ適時考慮し、材質、寸法等を明示すること。

別記燕市宅地開発規則開発技術基準中「なお、ここでいう法とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)をいう。」を削る。

別記公共の用に供する空地に関する基準中「都市計画法施行令(昭和48年政令第158号)」を「都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)」に改め、「都市計画法施行規則(昭和44年建設省第49号)」を「都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)」に改める。

別記公園等に関する基準中表-9を次のように改める。

表-9

開発区域の面積	公園等の総面積	設置内容	備考
1.0ha未満	別途協議		
1.0ha以上 ～5.0ha未満	開発区域面積の 3%以上	公園、緑地又は広場 を1箇所以上設置す る(300m ² 以上／1箇 所が望ましい。)	政令第25条第6号
5.0ha以上 ～20.0ha未満		公園 300m ² 以上／1箇所を 1箇所以上設置す る。	政令第25条第7号規 則第21条
20.0ha以上		公園 1,000m ² 以上／1箇所 を2箇所以上設置す る。	

別記公園等に関する基準第4号中「公園等設置についての特例」を「自己業務用の開発行為における公園等設置についての特例」に改め、同号③中「②、③でいう広場」を「広場」に改め、同号①及び②を削り、同号③を①とし、同号④を②とする。

別記消防水利に関する基準第1号①中「消防法(昭和23年法律第186号)」を「消防法」に改め、第3号②イ7)中「二次製品」を「2次製品」に、「前項イによる」を「同号の細分2)から6)に掲げる」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の燕市宅地開発規則の規定は、この規則の施行の日以後に受理された同規定第2条に掲げる事業に係る申請について適用し、この規則の施行の日前に受理された申請については、なお従前の例による。